

最高裁秘書第2780号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2502号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年11月18日付け総務局第三課長事務連絡「被疑者の弁護人から勾留状謄本交付申請がなされた場合の取扱いについて」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成27年11月18日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野寛次

被疑者の弁護人から勾留状謄本交付申請がなされた場合の取
扱いについて (事務連絡)

裁判書の謄本は、原本又は謄本によりこれを作らなければならないとされており
(刑訴規則57条1項)、謄本作成に当たっては、作成事務を行う書記官において、
原本と照合し、相違ないことを確認した上で謄本認証を行う必要があります。

一方で、勾留状謄本作成事務においては、勾留状原本が捜査機関で保管されてい
るような場合には、謄本を交付するまでに相応の時間を要する事情もあるものと思
われるところ、被疑者の弁護人から勾留状謄本交付申請があった場合においては、
弁護人が速やかに被疑事実や被疑者が勾留された理由等を把握し、弁護活動を開始
できるように、迅速に謄本を交付して欲しいとの要望が出されることが多く、その
重要性に鑑みると、裁判所としてもできる限りこれに応じる必要があります。

このような観点から、勾留状謄本交付申請に対する事務処理において、適正な事
務を堅持しつつ、迅速性を確保していくために留意すべき視点を下記のとおりまと
めましたので、これを参考に、各庁における取扱いに問題となる点はないかを改め
てご確認ください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から周知してください。

記

1. 検察庁から勾留状原本を取り寄せて謄本を作成、交付する場合

勾留状の謄本交付を申請した弁護人は、最新（少なくとも申請時以降）の内容の勾留状の謄本を交付するよう求めている場合が多いと思われ、また、裁判書の謄本は、作成事務に当たる書記官において、原本と照合し、相違ないことを確認した上で謄本の認証がされなければならないことからすると、この方法は、申請に対応する事務処理として確実なものであるといえ、勾留状謄本交付申請に対しては、原則としてこの事務処理によるべきである。

しかし、この事務処理による場合には、申請を受けてから謄本を交付するまでに相応の時間を要してしまうことが懸念される。この点は、検察庁との連絡態勢の確立等、できる限り迅速にこれに応じるための事務処理態勢をあらかじめ検討しておくほか、連休が近いなど一定の期間を要することが見込まれる場合には、その旨を弁護人に伝えるなどの配慮をすることも重要である。また、勾留状の謄本交付申請数、検察庁や警察署の事務処理の方針等により、検察庁に勾留状原本の送付を依頼してから提出までに相当の時間を要するなど、勾留状の謄本交付申請の処理を迅速に行うことが困難な事情がある場合には、迅速性を確保するための運用として、弁護人の了解が得られる限り、以下のような処理方法も考えられる。

2. 勾留状発付時にあらかじめ作成した勾留状の謄本を交付する場合

まず、勾留状発付時にあらかじめ勾留状の謄本を作成しておき、謄本交付申請があった際にはこの謄本を交付する、又はこの謄本から更に謄本を作成して交付する方法が考えられる。この事務処理によれば、勾留状原本との同一性が確認された謄本を迅速に交付することができるが、この謄本は、申請時点における勾留状原本ではなく発付段階における勾留状原本に基づき作成したものであるため、弁護人が申請時点における現状の勾留状の謄本を求めている場合には、その意思に沿わない。したがって、この事務処理による場合は、このような措置で応じることについての弁護人の了解を得るべきであって（弁護人の了解を得てこのよう

な措置を採った場合には、その旨を申請書に付記するなどして、明確にしておくことが相当である。）、弁護人があくまでも最新の内容を求める場合には、原則どおり1の処理によるか、又は後述の3による処理を検討する必要がある。

なお、この事務処理による場合には、勾留請求が相当数ある庁では、事前に勾留状謄本を作成しておく事務処理の負担が増加することに留意すべきである。また、勾留状の謄本交付申請に備えてあらかじめ用意していた謄本の保管方法、廃棄の時期についても検討しておく必要がある。

3. 勾留状謄本の交付によらず、勾留状の写しを交付する場合

次に、勾留状謄本の交付によらず、検察庁からその時点で送付を受けた写しを交付する方法が考えられる。この事務処理によれば、原本の取り寄せに要する時間を省略することで迅速性を確保し、かつ申請時点における現状の勾留状の記載内容を提供することができるが、勾留状原本との同一性が確認された謄本の交付ではないから、謄本交付申請に応じた処理とはいえない。したがって、この事務処理による場合には、弁護人に対し、この写しは裁判所において原本との同一性を確認したものではないため、この写しを用いてその後の手続を執る場合には注意を要することや、この写し自体の法的な性質は謄本ではないことを説明した上で、このような措置で応じることについて、弁護人の了解を得る必要がある。この場合も、2の場合と同様、このような措置を採ったことについて明確にしておく、弁護人から、写しの交付で足りるとして謄本交付申請を撤回する旨の意思表示が得られた場合には、その旨も記録上明らかにしておくことが相当である。

なお、勾留状写しの交付は、あくまで事実上の処理であるから、弁護人が、写しの交付を受けた上でなお謄本交付申請を維持する場合は、改めて1の処理を行う必要がある。